

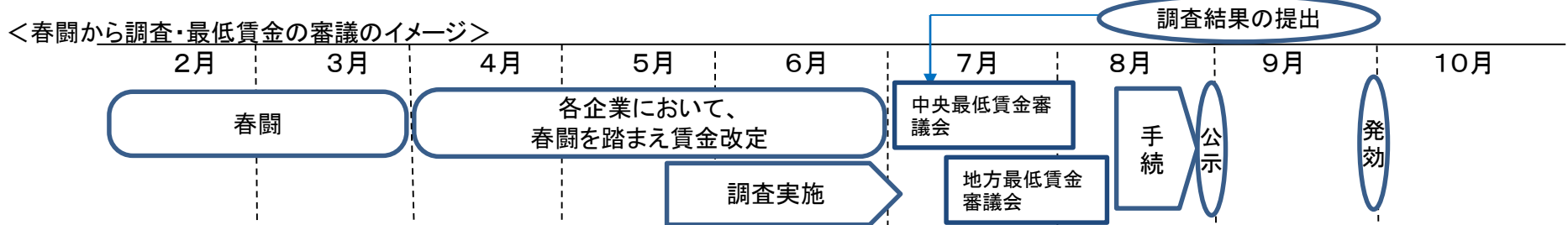
参考資料

最低賃金に関する実態調査の特徴

1 調査スケジュールについて

賃金改定状況調査では、例年7月～8月に最低賃金の目安額を審議する中央最低賃金審議会において、その年の賃金改定状況を反映した調査結果を提出する必要がある。

また、その年の春闘を経た賃金改定の状況を反映した調査結果を得るために、6月の状況を把握する必要がある（中小企業は6月から春闘を踏まえた賃金が反映されることが多い）ため、調査票の回収、点検、データ化及び集計作業を1ヶ月程度で実施する必要がある。



2 調査設計について

最低賃金の審議に資する調査結果を得ることを目的とすることから、調査設計について以下の特徴がある。

(1) 賃金改定状況調査について

中央最低賃金審議会に設置される「目安制度のあり方に関する全員協議会」(目安制度や賃金改定状況調査等の参考資料のあり方について議論される。構成員は中央最低賃金審議会と同じく、公労使で構成される。)での議論を踏まえ、調査項目や調査対象となる事業所の業種・規模等の調査設計を決定している。

(2) 最低賃金に関する基礎調査について

地方最低賃金審議会では調査審議される特定最低賃金※の審議に資する資料を得るため、特定最低賃金が設定されている産業から比較的多く調査対象を選定する等、都道府県ごとに標本の配分が異なる。

(例) 山形県では「自動車整備業」において特定最低賃金を定めており、「自動車整備業」から一定の調査対象を選定しているが、「自動車整備業」で特定最低賃金を定めていない岩手県では、より大きな括りの「その他サービス業」の1業種として「自動車整備業」から調査対象を選定(母集団からの抽出率は山形県:約16%、岩手県:約1%)。

※特定最低賃金は、特定の産業又は職業について設定される最低賃金で、最低賃金審議会の調査審議を経て、必要に応じて地域別最低賃金よりも高い水準で定められる。(平成31年3月末時点229件)

・仁田会長 それでは、ひととおりご意見をお出しいただきました。

私が第1の論点といたしました、賃金改定状況調査の第1表から3表について、復元を実施していなかったということの取り扱いといたしましては、繰り返しとなりますけれども、第4表の重要性を踏まえて一貫して復元集計をした、その結果を使用していたということ。また、最低賃金額の目安額、あるいは実際の引き上げ額につきましては、特定の数値、指標によって決まるものではなくて、様々なデータを考慮しつつ、公労使で審議して決める、そういうプロセスを経たものであるということを確認をいたしまして、その1表から3表について復元を実施していなかったということが過去の最低賃金審議において、最低賃金の実際の引き上げ額、目安額について議論に影響をあたえることはないということで整理をしておきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

・(各委員より発言無く了承)

調査計画の新旧対照表(抜粋)

変更後(令和元年5月総務省承認)	変更前(平成22年3月総務省承認)
6 報告を求める者 (1) 数 ア 賃金改定状況調査 約16,000 事業所(母集団の数 約163 万事業所) (2) 選定の方法(□全数 ■無作為抽出 □有意抽出) ア 賃金改定状況調査 事業所母集団データベース(平成29年次フレーム)における事業所を母集団とし、都道府県、産業、事業所規模別に、<u>中央最低賃金審議会</u>で合意された一定の方法(詳細は別紙参照)で層化無作為抽出により選定する。 イ 最低賃金に関する基礎調査 事業所母集団データベース(平成29年次フレーム)における事業所を母集団とし、都道府県、産業、事業所規模別に層化無作為抽出により選定する。 6 報告を求めるために用いる方法 (1) 調査組織 ア 賃金改定状況調査 厚生労働省労働基準局 — (削除) — 報告者 7 報告を求める期間 (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 ア 賃金改定状況調査 毎年5月下旬～6月中旬 イ 最低賃金に関する基礎調査 毎年5月下旬～6月中旬 11 調査票情報の保存期間及び保存責任者 (1) 調査票情報の保存期間 記入済み調査票: 1年保存 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体: 常用	6 報告を求める者 (1) 数 ア 賃金改定状況調査 約10,000 事業所(母集団の数 約279万事業所) ※平成30年調査実務においては、約20,000 事業所 (2) 選定の方法(□全数 ■無作為抽出 □有意抽出) ア 賃金改定状況調査 平成18年事業所・企業統計調査を母集団とし、都道府県、産業、事業所規模別に層化無作為抽出により選定する。 ※平成30年調査実務においては、平成26年経済センサスを母集団 イ 最低賃金に関する基礎調査 平成18年事業所・企業統計調査を母集団とし、都道府県、産業、事業所規模別に層化無作為抽出により選定する。 ※平成30年調査実務においては、平成26年経済センサスを母集団 6 報告を求めるために用いる方法 (1) 調査組織 ア 賃金改定状況調査 厚生労働省労働基準局 — 都道府県労働局 — 労働基準監督署 — 報告者 ※平成30年調査実務においては、労働基準監督署は経由せず 7 報告を求める期間 (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 ア 賃金改定状況調査 毎年5月上旬～6月中旬 ※平成30年調査実務においては、5月上旬～6月上旬 イ 最低賃金に関する基礎調査 毎年5月上旬～7月中旬 ※平成30年調査実務においては、5月上旬～6月上旬 11 調査票情報の保存期間及び保存責任者 (1) 調査票情報の保存期間 記入済み調査票: 1年保存 調査票の内容を記録した磁気的記録媒体: 1年保存

令和元年最低賃金に関する実態調査の実施体制

【賃金改定状況調査】

○調査票の配布・回収

厚生労働省本省

目視による誤記入・記入漏れのチェック

郵送で調査票を配布

報告者

郵送で調査票を回収

○集計

厚生労働省本省

職員作成のExcelファイルにより
復元集計(複数名による確認)

パンチ入力委託

民間事業者

調査票データの納品

プログラムによる項目間の
整合性チェック

(平成30年調査)

○都道府県労働局で回収した調査票の誤記入等のチェック → 厚生労働省本省で回収した調査票の誤記入等のチェック

○民間事業者で第1～3表の実数集計をした集計表を作成 → 厚生労働省本省で復元集計

(令和元年調査)

【最低賃金に関する基礎調査】

○調査票の配布・回収

厚生労働省本省

都道府県労働局

目視による誤記入・記入漏れのチェック

民間事業者

郵送で調査票を配布

報告者

郵送で調査票を回収

○集計

厚生労働省本省

集計結果の報告

都道府県労働局

集計ツール(委託業者が作成)
による集計(複数名による確認)

パンチ入力委託

民間事業者

調査票データの納品

プログラムによる項目間の
整合性チェック